

書面对応サービスとJPNIC正会員の手数料免除の導入に伴う規則改定の件(理事会審議事項)

○ご承認いただきたいこと

1. IP指定事業者、PI・ASホルダのサービス向上とJPNIC正会員への特典拡充のため、以下の施策を導入すること

- 見積書・請求書の書面発行対応サービスと書面对応手数料の導入
- JPNIC正会員に対して維持料10万円減額に加えて、IPアドレス・AS番号に関する各種手数料の免除

2. 上記2点の実施に伴い、資料4-2「IPアドレス割り当て等に関する規則」、資料4-3「プロバイダ非依存アドレス割り当て規則」の改定および、資料4-5「IPアドレス・AS番号管理に関する料金について」の技術文書を新設すること

○書面对応サービスの導入について

背景、導入理由

- 請求の電子化対応により、例外的な対応が必要な場合以外に原則として書面による請求書の発行を廃止している。
- しかし依然として書面発行の要望が多少なりともあり、一部については例外的な個別対応を行っているが時間やコストがかかっている。
- そのため書面発行を断る方向から、手数料を徴収して積極的に対応することとし、サービスと対応品質を向上させたいと考えた。

書面对応概要

対応する書面の種類

料金種別	書類
契約料	請求書 見積書
IPアドレス・AS番号維持料	請求書 見積書
IPv4アドレスおよびAS番号移転手数料	請求書 見積書
認証デバイス追加発行手数料	請求書 見積書

上記を書面で発行し郵送する。実際の印刷、送付作業は現在請求書発行に利用しているサービスMakeleapsの郵送代行を利用する。

手数料

上記サービス実施にあたり以下の手数料を徴収する。

書面送付1件につき330円（税込）
（複数書面でも1通に同封する場合は5枚まで1件分とする）

なおMakeleapsの郵送代行は1通あたり(1通5枚まで送付可能) 162円（税込）

導入による影響分析

電子化以降、原則書面での請求書発行は申し出を受けてもお断りしており、多くの組織にはご了承いただいたが、どうしても書面による請求がないと支払えないという組織もあったため、＜参考資料＞(1) に示す件数に対応してきた実績がある。

お断りした組織も再度書面発行の要望が出されることも考えられるが、件数としてはそれほど多くないと推測され、収入への影響は軽微であると思われる。

手数料収入よりも、契約組織からの依頼や要望を断らなくてすむことによる、顧客対応品質の向上等の影響が大きいのと思われる。

○JPNIC正会員の各種手数料免除について

動機、理由

- IPアドレス事業においてもJPNIC会員数を増加または維持することの影響は大きいと、会員特典やメリットになる施策についての検討が続いている。
- 上記の書面对応により手数料の種類が増加するものの、IPアドレス事業全体の収益に大きな影響はない。
- その他の手数料（移転手数料、認証デバイス追加発行手数料）についても維持料主体の収入全体においては増減の影響は大きくない。
- これらの手数料を免除してもIPアドレス事業収益への影響はそれほど大きくない一方で、直接的な会員メリットとして提示することが出来る。

免除対象手数料

IP指定事業者、PI・AS割当先組織でありJPNIC正会員もある場合は下記手数料が発生した場合は、その請求を免除する。

種別	金額
IPv4アドレス移転手数料 AS番号移転手数料	88,000円(税込)
認証デバイス追加発行手数料	ICカード：5,238円(税込) カードリーダー：10,476円(税込)

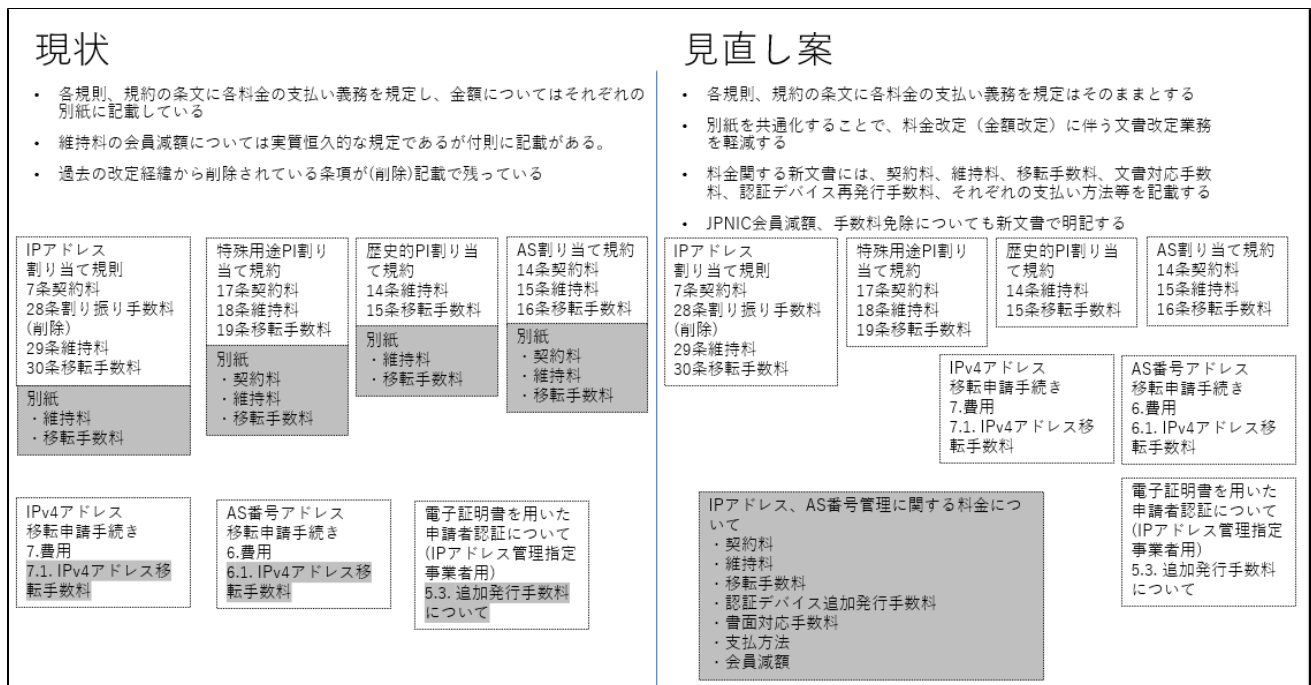
導入による影響分析

<参考資料>(2)、(3)に示す、これまでの移転手数料と追加発行手数料の実績から、移転手数料で平均年間50万円のマイナス、追加発行手数料で12000円のマイナスがIPアドレス事業収入に影響することになる。

現在レジストリシステムの認証方式の見直しを検討しており、将来的には認証デバイスを不要にする見込みもあり、追加発行手数料自体無くなる可能性が高い。また、IPv4アドレス移転件数が年々減少傾向にあり、特に昨今の円安の影響もあり手数料が発生する国際移転申請がほとんどない状況でもあるため、IPアドレス事業収益への影響はこれまでの実績よりもさらに小さくなる見込みである。

○上記施策導入に伴う文書改定

書面对応手数料の導入とJPNIC正会員の各種手数料免除の導入と併せ、IPアドレス関連規則、規約、関連文書の料金に関する規定を整理し、新たな文書「IPアドレス、AS番号に関する料金について」を技術文書として策定する。



新規策定、改定する文書一覧

種類	文書名

規則・規約	1)IPアドレス割り当て等に関する規則 2)プロバイダ非依存アドレス割り当て規則 3)歴史的経緯をもつプロバイダ非依存アドレス割り当て規約 4)AS番号割り当て規約	改定
技術文書	5) IPv4アドレス移転申請手続き 6) AS番号移転申請手続き 7) 電子証明書を用いた申請者認証について(IPアドレス管理指定事業者用)	
	8) IPアドレス・AS番号管理に関する料金について	新規策定 資料4-5

1)と2)の変更にあたっては、理事会承認を得る必要があることを定めているため、これらの文書改定については理事会にお諮りすることとします。(新旧対照表：資料4-4)

料金に関する事項はこれまで理事会での承認を得ることとしています。8)の技術文書の新規策定についても理事会にお諮りすることとします。

<参考資料>

(1) 請求書電子化後の書面送付実績

(年度)	2021	2022
請求書郵送	9件	7件

(2) 手数料が発生した移転のうちJPNIC正会員による件数と金額

(年度)	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022
手数料が発生した 移転(IPv4,AS)	12件	10件	17件	18件	12件	12件	8件	3件
うちJPNIC正会員による移転	8件	6件	8件	9件	5件	3件	3件	0件
想定免除額(円)	-704,000	-528,000	-704,000	-792,000	-440,000	-264,000	-264,000	0円

(3) 認証デバイス追加発行件数のうちJPNIC正会員による件数と金額

(年度)	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022
追加発行手数料収入実績	9件	5件	5件	3件	3件	3件	18件	4件
うちJPNIC正会員によるもの	1件	0件	2件	0件	0	0件	3件	1件
想定免除額(円)	-10,286	0	-30,858	0	0	0	-36,666	-10,476